

翻 訳

## 社会現象としての犯罪： Das Verbrechen als soziale Erscheinung

フェルディナンド・テンニース（山本功<sup>\*</sup> 訳）

Ferdinand Tönnies, 1895, "Das Verbrechen als soziale Erscheinung", *Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik* 8 :329-344.

凡例（ ），[ ]は，原文のままである。原文には注はない。

### I

犯罪の社会学的概念を，可罰的行為という法的概念の一種として私は定義する。この概念を法的概念から切り離し，本質的に道徳的概念であると定義することは適切でない。それがなぜ適切でないかといえば，不道徳的行為という広範な概念と犯罪という概念との間に確固とした明確な境界線をひくことは不可能であろうと思われるからであるし，また前者の広範な概念にしても，それを公的権威が法的に規定する場はどこにも存在しないからである。

重要性が極めて高い新しい諸法典の中で，可罰的行為は，規定されている刑罰の種類と程度のみに従って区別されているため，最も軽いものは「軽犯罪」Uebertretungen (contraventions)，より重いものは「軽罪」Vergehen (délits)，最も重いものは「犯罪」Verbrechen (crimes) とされている。しかし，内的な特徴から見れば，それらは次に挙げる二つのカテゴリーからなるのである〔強調は原文のまま…訳者〕。まず，犯罪とは政治的・社会的共同生活の基本的ルールの意図的な故意による破壊——つまりA) 政治的共同生活の基本法の破壊，すなわち憲法，国家の主要な制度及び法（ないしは国家の統治）に対する攻撃；B) 社会的共同生活における不可侵なものへの攻撃，すなわち国家権力の保護下にある諸個人や複数かつ不特定の主体のa) 身体，b) 財産，c) 名誉の保全に対する攻撃——を内包する企てのことをいう。

軽罪とは，規則や権利に対する意図的でない侵害や，立法者がよき共同生活の条件として定めた規則に対する意図的及び非意図的な違反をいう。すなわち，法が尊重を求めている共

---

<sup>\*</sup>コミュニティ政策学部 准教授

通のまたは他人の利益や感情（共通の権利及び他人の権利ではない）に対する侵害や危害のことである。

ドイツ帝国刑法典と比較してみると、ここでいう犯罪概念には、刑法典で犯罪として処罰対象としている行為がほぼすべて含まれているが、そのほかにも刑法典で「軽罪」とみなしている多くの行為が含まれている。その一方、私という軽罪概念には、同刑法典が幾つかの「犯罪」と「軽犯罪」とを統合して定めている行為の一部が含まれている。私という犯罪概念とは自然法に反する可罰的行為のことを指し、私という軽罪概念とは、自然法の範囲外にある実定法に反する可罰的行為のことを指す。前者は、政治的に結合した集合体（「政治体」）から、時と場所を問わず、自分達に対する諸個人の敵対行為として受け取られる。一方、後者（軽罪）に対して行われることには様々なバリエーションがある。統治のあらゆる法的意志は、刑罰を規定することによって承認され得る。ゆえに、すべての違法行為を軽罪として位置づけることは可能である。犯罪とは、政治体の実存や個人の生命、個人の財産及び個人の尊厳の保証と絶対的に相反する行為のこのみをいう。

ここでいう自然法は、道徳とは一致しない。ほとんどの犯罪は同時に不道徳な行為でもあるが、必ずしもすべてがそうであるわけではない。適用される道徳と道徳的判断は、それぞれの時代に応じて、自然法よりもっと大幅に変化する。さらに反道徳的な行為に対する道徳的判断は、その行為の元となった動機や心情をより重視する。一方、法的な判断が拠り所としなければならないのは、意図された結果という事実である。

しかし道徳は、実定法を自らの範囲内に取り入れて、本質的に不道徳な行為を処罰の対象とすること、すなわち軽罪であるとすることができる。そのような軽罪は、少なからぬ件数の犯罪よりも厳しい処罰の対象にされたからといって、それ自体が犯罪となるわけではない。例えば無神論や魔術のような、キリスト教や教会に対する罪過は、この考え方で判断しなければならない。このような罪過は、今日でもそうであることはまずないのと同じく、かつて「犯罪」であったことは一度もなかった。だがこれらの罪過は、今日の君主制国家における不敬罪が重大な軽罪であるのと同様に、当時の実定法によれば重大な軽罪であった。

それゆえに今日の各国現行法も、人間の身体または名誉に対する故意の侵害を含んでいる限りにおいて犯罪である「公序良俗に反する」軽罪を処罰している。

官吏の義務違反行為は、それを官吏以外の者が犯しても犯罪にならないのであれば、たとえ特に厳しい処罰の対象とされている場合でも、軽罪であって犯罪ではない。しかし政治的に結合された人々の目的のみに応じて特別な権力を使用すること、またそのような目的以外のあらゆる利己的な使用またはその目的に反しさえする使用を妨害することは、それらの人々の共通の利益及び感情に帰属する。ゆえに、官吏の特別な犯罪と軽罪については、そのうちの何が職権濫用なのか、またそもそも何が犯罪で何が軽罪なのかを区別する必要がある。

例えば不法行為のために買収されること、さらに官吏がその買収によって自らの職権を不法に利用すること（軽罪）には、大半の場合、少なくとも詐欺未遂という犯罪が含まれている。これは、たとえそうした行為が諸法典にたまたま定められている詐欺の定義に合致していない場合でも同様である。

## II

犯罪概念についてこのように検討することは、犯罪という社会現象の判断にとって重要である。というのも、それによって我々は、近年の犯罪統計の内容に対して批判的な姿勢で臨めるようになるからである。

ドイツ帝国を例にとると、この批判的姿勢の対象はドイツ帝国の法令に反する犯罪と軽罪である。これらの軽罪の中には、何ら犯罪傾向を有しない多数の軽罪が含まれている。その意味で典型的な不法行為は兵役義務違反である。この義務違反は、統計編纂者からも、この統計の枠から外れていると言われている。こうしたことが起きるのは、この軽罪のかどで有罪判決を受けるのが通常は欠席者だからである。これらの欠席者については全員がまだ生存しているかどうか全く不明であるし、これらの者のうちの多くは、子どものときに両親と共に他国に移住し、国籍を法律上有効に喪失している。だが不法な移住という原因も、国家体制に対する攻撃にはつながらないか、さもなくばそれとかけ離れた意味のものでしかない。

しかし、同様に名誉毀損もほとんどの場合は何ら犯罪的な意図を示しておらず、それ自体は犯罪的な性質を有しない軽罪である。というのも、粗野で侮蔑的な表現の使用は、人間の評判や名声といった法益を損なうものではないからである。法益を損なうのは、誹謗中傷をはじめとする特定の種類の侮辱のみである。だが、そのような侮辱の件数を、有罪判決を受けた名誉毀損の膨大な件数から分離することはできない。またこの不法行為の刑事訴追には、他の幾つかの罪種、すなわち住居不法侵入、単純な過失傷害や器物損壊、姦通などと同様に、訴追開始のために被害者自身の協力が常に必要であるという点で特別な要件が課されてもいる。名誉毀損、単純傷害及び姦通の場合は、まさにその点に非犯罪的な性質が現れている。その他の軽罪——ただし本稿で挙げた概念に従えば犯罪であるものを除く——は、ここでいう犯罪的な性格を有している場合が多い。というのも、それらの軽罪は、犯罪や、犯罪を志向し、ことによると犯罪に依存しているかもしれない生活様式に結びつくから、あるいはその外形的な構成要件が犯罪のそれに酷似しているからである。ただしこのどちらの理由に照らしても奇妙な軽罪は、処罰されるのが通常であるにもかかわらず、ドイツの犯罪統計の外側に落ちてしまうのである。例えば物乞いはその例であるが、これは物乞いが——フランス法ではある一定の状況下で「軽罪」とみなされるのに対し——「軽犯罪」だからである。また森林窃盗もその一例であるが、これは森林窃盗が州法に基づいてのみ断罪されるからであ

る。地域の裁判所の管轄に属する物乞いの処罰は、それと同じ裁判所において処罰された窃盗の全事件と照らし合わせることが可能であってしかるべきである。というのも、軽罪と犯罪の関係は、この点において最も明確になるはずだからである。したがって、物乞いを厳しく追い立てることで窃盗が助長されるのか、それともその逆なのかを調査することは、興味深い問題になるであろう。また森林窃盗は、しばしば他人の所有物に対する侵害意識をもって行われるのではなく、古い共同体の法による一種の返還請求にあたるので犯罪ではない。だがこの場合も、卑劣な窃盗という類似の犯罪との関係が、社会学的に特に重要な意味を持つと思われる。

なお、残りの多数の犯罪や刑事上重要な軽罪について言えば、この統計の性質上、犯罪統計から得られるのは、それらの犯罪や軽罪に関する限定的な情報に限られる。犯罪統計は、実際に起きた犯罪を（上記の軽罪を完全に除外するように）記録することはできない。実際に起きた犯罪のうち、公の知るところとならないものは、おびただしい数に上る。しかもその理由は、その多くが刑法の条文によれば訴追の対象とならないからなのである。それらの中には、商取引においてずっと行われてきた数々の不正操作が含まれている。先進諸国の立法機関が、特別な規則や処罰によってそのような不正操作の首謀者に責めを負わせるべく常に新たな試みを拡大していることは、こうした状況を物語っている。食品偽装や製品偽造全般に対する法が依然としてあまりにも不十分であることを思い起こして頂きたい。また不正競争 (concurrency déloyale)、銀行家の横領、富籤売りの策略等々に対する昨今の法律案のことを思い出して頂きたい。

その他の犯罪でも、届出がなされないがために、公の知るところとならないものがある。民衆の多様な慣習は、様々な点でこれまで全く研究されてこなかった。例えば「風紀」に反する犯罪は羞恥心から告発されないことが多い上、資産家の犯罪人によって金で解決されてしまうことも多々あるのは間違いないとみてよい。実行された窃盗や詐欺事件が告発されるかどうかは盗まれた物の価値評価に左右されるであろうし、それゆえに窃盗被害者の経済状態に影響されるであろう。告発の見合わせは、取り戻せる望みが薄いという理由によることも多いが、犯人の捜査に全く見込みがないとされることもしばしばその理由となる。大方の法に従っても、数多の家庭内窃盗のうち取調べにまで至るのは、被害者が明示的に申立てをしている場合に限られる——つまりその意味で家庭内窃盗は、名誉毀損や上述したその他の不法行為と同等なのである。さらに、例えばベルリンでは、告発された窃盗事件のうちの30～40パーセントは犯人が突き止められないのが通常である。捜査が失敗に終わる件数の多さは都市人口の拡大と正比例しておかしくないもので、こうした例は全体的に増加していくものと予想される。というのも、大都市に住む国民の数は増加の一途をたどっているからである。他方、このような捜査の失敗例の増加は、ささいな窃盗や詐欺の告発を抑制する効果を生じ

ることになるとも推測される。

可罰的行為の告発が——もちろんその中には虚偽や錯誤による告発も含まれてはいるが——一起訴や有罪判決に至る割合については、司法官庁の業務統計が我々にいくばくかのことを教えてくれる。プロイセン（つまり、ケルンを除く旧行政区）では、検察に係属した事件のうち、訴えの提起によって処理されたものが半分<sup>1)</sup>を超えたことは、1854年から1878年までの間に一度もなかった。そしてこの割合は、1854年から58年までの平均48.6パーセントから、1874年から78年までの平均39.5パーセントまで落ちている。ドイツ帝国では、1881年から1891年までの10年間に、検察庁に提出された請求や告発のうち、——ごくわずかな変動はあるが——約17パーセントはそれ以上の訴訟手続なしに却下され、約8パーセントは他の官庁に移送された。また予審手続が終結した事件のうち、約37パーセントが訴訟手続の中止によって終わっており、しかもこの比率はわずかず増加している。裁判所による主要手続開始の決定によって終結したものは43~45パーセントにすぎない。とはいえ、こうした比率の安定性は、ケトレーが犯罪と軽罪に関する我々の統計的知識の本質的な基盤とみなしている例の仮定——「発覚し有罪となった行為と、犯された行為のうち発覚しなかったものの総数との間には、ごくわずかな変動の影響しか受けない比率が存在する」（ケトレー、『人間に就いて』ドイツ語訳版407頁）——の蓋然性はそれなりに高まる。

### Ⅲ

したがって、裁判所が取り扱った事件の数、審理された行為の数、被告人の数、判決を受けた人数と有罪判決を受けた人数、これら全ての数量は、時期と場所が同一であれば、実際に生じた可罰的行為に対して一定の尺度となるはずである。

だが可罰的行為の中には、一部はその件数の多さそのものによって、一部は特に同一人が何度も実行している点が飛び抜けている行為が幾つかある。件数が多ければ——かつそれ以外の状況が同じなら——刑事裁判所が取り扱う確率が高まるし、主体的な再犯であれば、実行者がその行状に対して有罪を宣告される確率が高まる。

ただし、ある特定の（明らかになっている）人数の者が、特定の裁判所管区や全国で、ある年の間に、明らかになっている数の可罰的行為に基づいて有罪判決を受けたという事実は、ある（明らかにならなかった）人数の者が、ある（明らかにならなかった）件数の可罰的行為を——同時期かつ同一地域において——なしたという事実と、厳密に区別しなければならない。確かに有罪判決はその年の行為に基づいて言い渡されるものが大半ではあるが、それ以前になされた行為によるものも若干ある。複数年にまたがる有罪判決は、同期間の可罰的行為の内のある（不明の）割合を占めているが、数々の分析から判断するに、この割合はさほど大幅には変わらないとみなしても差し支えない。そのような行為をなした者の大半を占

めるのは、間違いなく、有罪判決を受けた者である——それというのも、同一の行為が同一人物によって何度も繰り返されるからである。

同一の、あるいは類似した可罰的行為が繰り返されるのは、新たな欲望と新たな機会が生じることによる。その一方、それがより厳しいものになるにせよ、新たな処罰に対する恐怖を小さくすることができればできるほど、発覚しないだろうとか、あるいは立証されやしないだろうといった——多かれ少なかれ根拠のある——期待は大きくなる。そうした可罰的行為の多くでは、そのようなチャンスを検討することが果たす役割は、皆無かそれとも微々たるものでしかない。というのも、そうした行為は、しばしば激情にかられて、また酩酊をもちたらず飲料の影響下で行われることが非常に多いからである。大半の風俗犯罪や傷害はこれに該当する。このふたつの重要な犯罪カテゴリーとも全く異なるのは、最も重要なカテゴリー、つまり所有に対する犯罪である。確かにこの手の犯罪の一部は、強い誘惑にかられてとか、発覚の公算が低い格好の機会に実行されはする。だがその大半は、明確なルールを持った一種の芸術として行われる。そして、その芸術の本質的に重要な部分とは、まさに発覚の可能性をできる限り小さくすることにある。

窃盗のかどで有罪判決を受けた者のうちのどれほどが本当に「プロフェッション」の窃盗犯なのか、それに対し、どれほどが——たとえ再三繰り返していようと——機会的にだけ窃盗を犯したのかは、統計からは読み取れない。後者には、「プロフェッション」の物乞いや、せいぜい「副業」として窃盗を行い、たいていは簡単に売りさばけるちょっとした物や自分自身で使うための物を盗む者が多数含まれている。さらには、それに加え、窃盗という芸術における初心者や見習いもいる。そのうちの多くは、たとえ処罰を受けなくとも、考えが成熟していくにつれ、事の困難さ、危険性や有害性にひるみ、少なくとも、よりまっとうな経歴を手に入れようと試みる。だがその試みは、貧困のために、あるいは周囲の者の影響——つまり一部は生来の仲間の影響、また一部は後に得た仲間の影響によって困難になり、しばしば挫折する。そうした諸個人のうちの若干名の場合、刑罰は、特に少なからぬ期間にわたり独居拘禁で執行されたときにはその方向に作用するが、相当数の者の場合には、特にそのような条件が満たされていなければ、逆の方向にも作用する。しかしほとんどの場合、上述の試みは、ひとたび処罰を受ければより一層困難なものとなる。

こうした初心者のうちの何人が後にまっとうな労働者となるかを確かめるすべはない。なぜなら、まだ存命であるにもかかわらず、国内の裁判所で再度起訴されていないという事実は、彼らが可罰的行為を犯さなかったことを確実に証明するものではないからである。つまりそのような事実は、彼らが窃盗の罪を犯さなかったことの証明には全くならない。しかし、たとえ彼らがそれを犯さなかったことが確かであったとしても、もしかすると彼らは、証明困難なごまかしの機会がふんだんにある大都市の生業の一つ——例えば給仕の職——に就い

ているかもしれない。つまり、刑法の適用を直接には受けないが——また刑法が適用されても犯罪は立証されないが——純然たる窃盗や詐欺と同様に寄生的で、かつそのような作用を及ぼす職種、例えば売春サービスや、人間の愚行や不品行による出費の上にもみ成り立つ多くの商取引が存在し、そうした可能性は残るのである。さらには、罪を犯した多くの者、特に若者が国外に出てしまうということもある。そうなれば、彼らがまだ泥棒稼業を続けているのかそれとも似たような稼業に転向したのかという確認はさらに困難になる。

ちなみに、窃盗犯の人生は、一部の者ではその刑期中に死が訪れる公算の高い長期化した自由刑によって限定されるほか、一部の者では間違いなく監獄生活の辛酸のせいで、また大都市の片隅のいかがわしい場所で、こき使われて、あるいは飢えと寒さに苦しめられて、あるいはすさみきった不規則な生活様式のためにもたらされた死によって限定される。長時間労働による商工業系労働者の死よりもさらに死を助長するのは、不健康な作業所やアルコール中毒などである。しかしそれに加え、例えば押し込み強盗のような特殊な形態の窃盗の実行は、身体能力と器用さによって——それどころか、この場合は補助的行為としての逃げ足の速さという能力によって——限定されるので、ある程度の年齢になり、能力が衰えれば、この稼業の遂行を断念せざるを得なくなる。この稼業を好む傾向や嗜好は、他の仕事でも同じような時期に生じるが、おおむね同じ時期に減退するかもしれない。しかしそれは「犯罪傾向」(penchant au crime) そのものが減退したからではない。このいわゆる傾向は、全人口においても——また犯罪性向のある人口においても——不完全な方法でしか測定できない。というのは、なかんずく自由の身の、つまり監獄の外にいる国民のうちの高齢者の中で、特に窃盗のような犯罪を犯す「傾向のある geneigt」諸個人は、死亡率が高いがゆえに全体に占める比率が低いからである。それに加え、窃盗犯が、加齢に伴い、より危なげない職業や刑法上捕捉できない職業へと撤退するということもある。この稼業にまだ手をそめている親友に対する精神的な「援助」は、実行され成功した行為に対する強い関心の中で、対価と引換えに、宿泊場所と食料の提供という形でのみ現れたものであれば、それを告発することはできない。しかし実質的な援助も、ドイツ刑法典に従えば、それが犯人あるいは共犯者を処罰から逃れさせるために親族が与えたものである場合には可罰性がない。その他の場合、援助は、「意図的な補佐」であると立証されないような形態の中に容易に紛れ込ませることができる。そのような、盗人用語で言うところの「いかした」連中(すなわち、盗人仲間)が多数存在していない限り、大都市でこの稼業をさかんに行うことは、まず考えられないであろう。

#### IV

最近、機会犯と常習犯の違いについて論じられることが非常に多い。常習犯とは、窃盗や

刑法の対象となり得る詐欺からの収益によってかろうじて暮らしを維持することを常とする社会階層 soziale Schicht 全体のことをいう、としばしば解釈されている。以前の文献は、この社会階層を「ならず者 Gauner」階層と呼んでいたが、その方がはるかに適切である。なぜなら、常習犯とは加重暴行傷害ないしは風俗犯罪のかどで何度も繰り返し有罪判決を受けたすべての個人のこともいう、と解釈されてきた。この中の一部の者は前述の社会階層に属してはいるが、全員がそうであるわけではない。常習的な風俗犯罪者の中には、社会の上層に属する者が(たとえ処罰を受けた人数が、この階層に属する者の実際より少ないにせよ)相当数いる上、病的で異常な者はどの階層からも出てくる。だが、「すぐにナイフを振り回す乱暴者」やその他の「ケンカっ早い男」の中には、粗野で気が荒い上、酒席でかっとなりやすい若い男もいれば、力があり余っていて凶に乗りすぎたりはするが誠実な若者もいる。こうした若者は、もし労働者階級ではなく貴族階級に属していたなら、決闘者として極めて高い敬意を享受するであろうし、もし学生っぽい非致命的な武器で傷害の罪を犯したなら、通常は罪を問われずに済むであろう。とはいえ、危険な手段による身体傷害に対する有罪判決が刑事上注目すべき現象とみなされるのは当然であるし、そうしたかどで有罪判決を受けたことがしばしばある諸個人は「常習犯」というレッテルを貼られるかもしれない。だがこの場合、彼らが他の犯罪や悪事にかかわる稼業に関係していないだけに、なおさらその再犯は別の原因によって引き起こされ、別の要因によって抑制されるものであることは明白である。再犯は、犯罪者という特殊な身分や境遇に起因するのではなく、その大半は個人の気質や性格による。つまり再犯は、仮にある職種や特殊な生活様式とそこかしこで関連しているとしても、そのような職種や生活様式から生じるわけではない。その意味で、売春のボン引きが犯した傷害は、それ自体として観察すべき現象なのである。

普通の——「単純な」——窃盗も犯罪である。しかし、たとえ窃盗を繰り返し、それに対する処罰を繰り返し受けても、その行為者全員が、現在この言葉に与えられている意味で、また「更生不可能」と評価される犯罪者になるわけではない。この評価は、悪い性癖や習慣がときおり引き起こす可能性のある破壊行為を対象としているのか、それとも人間全体の変化、すなわちその本質的な意志の方向性の変化を対象としているのかに依じて、完全に二通りに解釈することができる。同じく「生来の」犯罪者という概念も、同様の観点から批判的に捉えなければならない。「自分のものと他人のもの」の区別に無頓着であることは、彼らの性向という点から見れば、それとは逆の誠実さや几帳面さと同様に、生まれつきの遺伝的な性質であるとみなすことができる。実際のところ、常にこれは、この区別に対する生来の軽率さと慎重さの度合いにかかわる問題なのである。貧しき者の場合、この性向は容易に盗みの習慣へと発展するが、富める者の場合は、無遠慮な物欲やペテンの習慣へと発展し、罰せられはしないにせよ、他の者に対して「汚い手を使う」ようになる。この両者は、生来の



犯罪者と呼べるかもしれない。だが両者とも、「犯罪者の世界」や「危険な階級」に属する宿命を負うつもりはないであろう。また主に窃盗や詐欺で生活しようと決心したこともこれまででないだろう。むしろ彼らが望んでいるのは、自分達が習い覚えた稼業を営むことなのである。ある者の稼業——例えば馬の売買や奉公人の仲介——は、他人を食い物にして稼ぐための豊富な機会を提供する。一方、別の者の稼業——例えば指物師——は、しばしば裕福な他人の家に彼を赴かせるが、そこで彼は、余分な銀のスプーン1本を自分の胴着の下に隠す誘惑にあらがえなくなる。処罰が済む度に転居したりすれば、なおさら彼は刑事裁判官から「累犯窃盗者」であると見なされえる。普段の彼は、もしかすると勤勉な働き者であるかもしれない。貧しさや家族の病気や借金に縁がない間は、ずっと誘惑にも屈しない。だが、たった一度の処罰で身を持ち崩すことにより、彼は再起できなくなる。苦境に繰り返し襲われ、不正が繰り返される。「生来の」犯罪者、「常習的犯罪者」、「改善不能者」。といっても、同時に彼らはただの「機会犯」にはかならない。ゆえに、ロンブローゾの影響を受けたフェリによる例の分類も、やはり適切ではないのである[フェリの分類は、生来の犯罪者、常習的犯罪者、機会犯と激情的犯罪者を区別している]。人間と特定の行動様式との関係を示すこの初めての区別は、その者の意志が、その行動様式によってむしろ受動的に決定されるのか、それともむしろ能動的にその行動様式を追求するのかという点にある。常習性は、意志に基礎づけられる場合も、別のものに基礎づけられる場合もありえる。個々の犯罪の実行に関して言えば、この区別は過失と故意の区別に相当する。常習性という点に関しては、この区別は概念的に練り上げられていない。しかしながら、意志とは受動的に犯罪そのものに引き寄せられるものではないし、また——若干の例を除き、またある種の犯罪行動がそれ以外の種類の行動と関連しているか、またはそれらの行動を結果として伴うものである場合を除き——能動的に犯罪そのものを追求するものでもない。上で述べた区別のうちの前者に該当することが明白な類型は、財産犯という類型である。機会的窃盗犯、常習的窃盗犯及び詐欺師は大勢いるのに対し、本当のならず者の集団はより小さい。前者と後者は明確に区分されていない。彼らは、見かけ上はまともな、先にあげたような、つまり直接には犯罪的ではない職業とほとんど区別がつかない。その担い手は、恐らく刑事裁判官に全く処罰されたことがないか、一度だけ処罰されただけで、それゆえ「改心した」犯罪者とみなされ、穏やかな「ゲゼルシャフト 商人」として「社会」に属しており、前述した「更生不能」な常習的犯罪者から保護されるべきである。——しかしながら、機会的・常習的な詐欺師や機会的・常習的な窃盗犯に関しては、やはりその相違は歴然としている。詐欺は、その性質上、常習的窃盗よりも、また常習的窃盗の中でも際立っている押込強盗、すり、万引き等よりも、能動的で確固とした意志を必要とする。したがって詐欺は——これらの種類の窃盗と同じく——それ自体としてならず者的特性をもっている。しかし詐欺は、特定の営利活動——特に商取引や個人的サービス

——の中で実行できるし、実行されることが非常に多いという点で、あらゆる窃盗と異なってもいる。それでいて、そうした常習的な詐欺は、社会現象としては、ならず者が活動する類の詐欺とは異なっているのが通常である。

## V

そもそも社会現象としての犯罪には、以下の2種類がある。

1. ある特定の状況の単純かつ直接的な顕現である犯罪。ここでいう状況の例としては、支配階級に対する農業プロレタリアートや産業プロレタリアートという表現で表される経済的状況や道徳的状況の著しい格差、凶作・物価高騰・失業による特段の困窮、病気・配偶者喪失・両親との死別による個人的苦しみといったものがある。さらに一般的な状況としては、特に異民族の中での流浪生活をはじめとする流浪生活のほか、人種、言語、習慣や考え方の相反などがあるが、他方、同一民族内においても、その中核においては犯罪的でない素朴な風習もあるが、一部は飲酒によって甚だしく助長される粗暴性がその例として挙げられる。だが究極の例としては、特に個人の身体的道徳的な退廃の顕れである性犯罪がある。このような退廃は、様々な社会状況及びそれらから発展した個人自身の生活様式にも起因するが、それよりもむしろその者の血筋によることが多い。最後に挙げたこの種の犯罪は、まさに精神障害という社会現象の随伴物にはかならない。
2. だが犯罪とは、こうした社会状況すべてを複雑かつ間接的に顕現したものである。ならず者は、自ら再生産を繰り返す場合を除き、これらの社会状況から派生する。前者——つまりそのほとんどは些細で無計画な犯罪——が、民族ゲマインシャフトの破壊と大衆のプロレタリア化によって絶えず増加してきたのに対し、後者——つまり社会的寄生の一形態に過ぎない犯罪——は、社会的寄生の他の形態が若干増加しているのに対し、どうやら数百年の間ずっと人口に対してほぼ一定の比率を保ち続けてきたように見える。かつてそのほとんどが定住所を持たなかったならず者は、今世紀に入りますます大都市特有のものとなった。その歴史的な中核をなしているのは、恐らくどの地でも同化していない異民族の流浪者であろう。例えばドイツでは、ポーランド系ユダヤ人とジプシーがそれである。彼らと早くから結託しているのは、蔑まれる稼業の従事者や、異民族の出であったり私生児であったりする者、除隊させられた兵士やその子ども、お偉方の奉公人のほか、賭け事やその他の悪行で身を滅ぼしたお偉方自身のような連中である。結局のところ、ならず者の中には、あらゆる階層の落伍者——つまり「胸に星形勲章を着けている追い落とされた王位継承者、解任された将校、罷免された聖職者、無一文のブルジョアから、哀れな乞食にいたるまで」(Avé-Lallemant, *deutsche Gaunertum*, Bd. 2, S. 3) ——が結集しているのである。同様に、より原始的な文化——例えばイン

ド——における徒党の中でも、「種々の偶然や利害関係、共通の苦難、特有の性向や習慣のほか、特に気が滅入るような困窮の結合作用の下で一体化されて」(Sir Alfred Lyall, *Asiatic Studies* p.161), 被追放者から強盗団が結成される。

## VI

本稿で述べた犯罪社会学 Kriminal-Soziologie の序論を以下のとおり命題にまとめ、簡単に補足してみたい。

1. 有罪判決を受けた可罰的な行為及び人員の統計から、社会学的な意味における犯罪にかかわりのないものを除外しなければならない。
2. 財産に関する犯罪が他のあらゆる犯罪と異なっている点は、その大半を占めるまさに最も重要な形態の犯罪を犯すのが、それによって定期的な稼得を得ようとする者または得る習慣がある者である、という所である。
3. 「累犯」とは、同一の可罰的行為によって再度処罰されることであるが、これはその主体次第で全く異なった意味を持つ。ひとつには累犯とは、被った処罰も、誘惑が大きい場合には、ある種の者達があからさまに見せる強い欲求や熱狂に歯止めをかけるには足りないことを証明するものである。文書に記録された累犯事実は、そうした諸個人の特徴を本質的に心理学的な観点から描写している。他方、累犯とは、個々人に関するそれ自体は確定した社会的事実——すなわち不特定多数の者が、実体的のみならず形式的にも不正な方法で、継続的に生活の糧を得ているばかりか私腹を肥やしてさえいること——を単に表面的にかつ付随的に証明するものであるにすぎない。この場合、「累犯でない」ことは、決して「更生」を証明するものではない。というより、むしろこのことは、危険な階級に対する警察の監視が十分に緻密かつ強力でないことを疑わせる。
4. 心理学的現象としての犯罪もまた、社会的な原因による。とりわけ犯罪者の(状況次第で生じ得る)病的な精神状態は、一部は——その人格全体のありようと同じく——その生まれや育ちに、一部はその者が生存競争の中で経験した心理的抑圧に由来する。プロフェッショナルな「ならず者」の全体状況は、彼らの社会状況をそのまま表している。それゆえに後者は社会学という学問の特別な対象であるし、社会学はそれを記述し説明しなければならないのである。同様の任務は、社会現象としての犯罪に関しても、別の意味で社会学に課されている義務である。その説明がならず者の現状に通じる糸口となる限り、それは、この現象の事実と原因の究明に昇華する。この社会現象の範囲外で「犯罪」と相関関係にあるのは、ある程度偶発的な「犯罪者」に限られる。このような犯罪者の源泉は、半ばその個人的性質に、半ば社会状況にその基がある。だが、彼らの個人的性質も、やはり部分的に明らかに一般的社会状況や特殊な社会状況に由来する。犯罪

を助長または抑止する一般的な原因は、ならず者を助長または抑止する特別な原因と比較されなければならないが、そればかりでなく、個々の犯罪の原因をそれぞれ相互に比較しなければならない。

5. 最初の研究対象とすべきは、売春者、放浪者、精神異常者、白痴、痴愚をも同様に記述するところの、ならず者と全ての重犯罪者の地理学及び系譜学である。換言すれば、彼らの特性を導出するために、できる限り広範に、これらの類型すべてについて生物学的原因と社会学的原因を探究しなければならない。
6. ならず者とその他の犯罪者の人類学的分析は、人種、国民、種族や家族と同じような人類学的分析に基づいて行われる場合にのみ、有用な成果をもたらし得る。ことに、骨相学の経験的-統計的研究が先行して行われているが、そのような研究が適切な方法で行われたことはまだ一度もない。それゆえに、カバニスCabanisほか数名の生理学者が開始し成果を上げた「生理と心理の関係の科学」は、身体的現象と倫理的現象を一つにまとめた「社会的世界の関係」を追加することによって一新し、拡充する必要があるのである。

**【訳注】**

- 1) 原文はHäfteとなっているが、Hälfteのミスプリントと判断した。

# 解題 「社会現象としての犯罪」と テンニースの犯罪社会学

山 本 功\*

本稿は、Ferdinand Tönnies, 1895, "Das Verbrechen als soziale Erscheinung", *Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik* 8 :329-344. の全訳である。

著者のフェルディナンド・テンニース (1855-1936) は社会学史上欠かすことのできない人物である。主著『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』(1887) は集団論をはじめ、その後の社会学に多大な影響を与えた「不滅ともいえるすぐれた金字塔的業績」(鈴木2001:70) である。彼の人生と業績の全体像は田野崎 (1972[1996])、飯田 (1991)、吉田 (2003) 等で詳細な紹介がされており、それらを参照されたい。

おおよそ社会学を学んだ者であれば誰もがその名に触れている一方、こと犯罪社会学あるいは犯罪学という文脈でテンニースの名が言及されたことは皆無に近かったと言ってよいであろう。少なくとも、犯罪研究者と位置づけられることはなかった。なにゆえ彼の犯罪研究が犯罪社会学史において黙殺されていたのか、大きな謎というべきことである。

## 1. テンニース研究における犯罪研究業績の紹介

田野崎 (1972[1996])、吉田 (2003) などテンニースを紹介し論じる文献においては彼の犯罪研究のいくつかはすでに紹介されており、とりわけ飯田 (1991) は、「犯罪研究は、テンニースの経験社会学的研究の主要分野の一つ」(飯田1991:143) であるとし、「シュレスヴィヒ=ホルスタインにおける犯罪」(1929) と「社会現象としての犯罪」(1895) のふたつの論文を詳細に紹介している。

「社会現象としての犯罪」論文は、犯罪を社会的に捉えるために法律的な定義を確認しつつも、「法律を規準としない場合には、犯罪をどのように考えたらよいかという問題提起にはかならない」(飯田1991:153) と紹介されている。テンニースが犯罪統計に関して批判的スタンスをもっていること、犯罪者が常習犯と偶然犯とに区別され、前者は社会的層をな

---

\*コミュニティ政策学部 准教授

しているのに対し後者はつぎつぎ生み出されるという性格をもつということ、「違反者」と「悪党」という区別も重視されていること、こうした点が指摘されている。

## 2. ドイツ社会調査史研究におけるテンニースの犯罪研究業績の紹介

Oberschall (1965:51-63) は、ドイツの社会調査史的一幕としてテンニースの経験的研究を取りあげ、彼が犯罪や自殺といった、道徳統計家が主題としていたテーマに関する経験的研究を相当数ものにしてきたことを紹介している。膨大な統計的モノグラフを著していたにもかかわらず、「そのような努力にもかかわらず、なぜ彼が経験的研究の伝統を確立するのに失敗したのか、この領域の彼の業績を詳細に検証する必要がある」と問題を提起し、その答えは部分的には彼の統計的研究それ自体の性質に起因する、とし、以下の4つの要因をあげている。「第1に、それらはほとんどがテンニースの郷里であるシュレスヴィヒ=ホルシュタイン州の犯罪と自殺統計に基づくものであり、いくぶんローカルな趣をもっていた」ためであり、「第2に、彼の報告と表記には過度な数表や相関係数や計算結果が持ち込まれており、より大きな研究目的が見失われてしまいがちであった」。「第3に、解決するためには、統計的技術の実際的知識が必要となるような問題にテンニースは取り組んでいた」が、「創意工夫にもかかわらず、彼の技術と方法はそれに追いついていなかった」。「最後に、自身の豊富な理論的観点を、彼は計量的研究に体系的に持ち込むことをしなかった。彼の統計的モノグラフの巧みな集計方法は印象的ではあるが、質的観察や量的結果と、理論との内的結合が果たされていない」(Oberschall 1965:53) としている。

シャド (1972=1987) は、Oberschall (1965) を参照し、「テンニースの経験的調査研究の主要なテーマは、シュレスヴィッヒ=ホルシュタイン州における犯罪、および自殺と労働条件に関するものであった」としている (シャド1972=1987:95)。だが、シャドもまた、そうした経験的調査研究の統計手法に関して厳しい評価を下している。「なぜ、テンニースが数理統計学や心理学の分野の統計専門家にまったく意見を求めなかったのかは、理解しがたいことである。…われわれは、ただ彼にしかわからない理由から、テンニースが誰に対しても助言を求めることに無関心であったと、結論づけることが出来るのみである」(シャド 1972=1987:96)。

また、村上(2005)は、ドイツにおける社会学と社会調査の交流という章タイトルのもと、「テンニースは、およそ40年間にわたって経験的 sociology を追究し続け、現地観察に依拠した労働者問題に関するモノグラフや、犯罪、自殺、その他の題目に関する膨大な道徳統計学的モノグラフを執筆した」(村上2005:268) とし、「社会現象としての犯罪」とシュレスヴィッヒ=ホルシュタインの犯罪統計に関する研究を概観している。

以上のように、ドイツの社会調査史の一頁としてテンニースの仕事は紹介されていた。

### 3. Deflemによるテンニースの犯罪社会学の発掘作業

テンニースの犯罪研究に着目し、網羅的に論じたのは、Deflem (1999) が最初と思われる。テンニースの犯罪社会学に関しては、これがもっとも重要な文献である。Deflemがテンニースの著作物を精査したところ、「少なくとも34本の犯罪に関する論考（論文22本、著書3冊、書評9本）と17本の犯罪統計に関連する方法論的論文」（Deflem 1999:88）が「発掘」されており、詳細な業績リストが作成されている（Deflem 1999:105-10）。

Deflemはテンニースの社会学の根幹概念である「ゲメインシャフト」と「ゲゼルシャフト」を基軸に、テンニースの犯罪研究を解釈している。ゲメインシャフトからゲゼルシャフトへの移行とともに、慣習法から成文法へと法が移行していく。「慣習法は伝統の機能であるのに対し、近代的な制定法はその目的によって伝統の外部から、伝統に反して行使される」（Deflem 1999:90）。また、Deflemはテンニースの論文「社会現象としての犯罪」を取り上げ、以下のように整理してみせる。＜ゲメインシャフト－ゲゼルシャフト＞に対応する区分として＜違法行為 infraction－犯罪 crime＞、＜違反者 offender－ならず者 rouge＞があり、テンニースの犯罪の議論は、彼の主著から一貫して社会のゲゼルシャフト化に関心の焦点がある、と。

さらにテンニースの犯罪統計に関する見解、テンニースの（独特の）統計技法、シュレスヴィヒ＝ホルシュタインにおける各種犯罪研究、刑法と犯罪予防など、多岐にわたる犯罪研究をDeflemは概観して紹介している。

### 4. テンニースの犯罪人類学批判

犯罪の「実証的」な研究の始まりとしては、C.ロンブローゾ（Cesare Lombroso, 1835-1909）の『犯罪人論』（1876）があげられることが一般的である。犯罪者群と一般群との身体的諸特徴を比較する、という方法は、何を比較するかはさておき、比較するという点において原理的には「科学的」であった。それによって得られた観察結果をもとに展開されたロンブローゾの生来犯罪人説は、当時非常に大きなインパクトをもった。そうした状況はDarmon（1989=1992）に詳しい。1885年にはロンブローゾを会長とし第1回国際犯罪人類学会が開催されている。

テンニースの犯罪に関する論考はそうした、生物学的な犯罪原因論が力をもっていた状況下に著されたものである。とはいえ、そうしたロンブローゾらの議論に対して同学会でフランスのラカサーニュらが社会環境を重視する立場から批判的議論を行い、また社会学者タルドもロンブローゾ批判を行っていた。

テンニースは1890年に犯罪人類学派であるガロファロの『犯罪学』（1888）に対する書評を書いているが、そこから犯罪人類学に対する批判的評価を読み取ることができる。

犯罪によって課される問題は、著者（ガロファロのこと…引用者）が表現しているものよりもずっと複雑である。犯罪の撲滅という任務を、著者は実際のそれよりも容易であるとみなしている。彼は、そもそも近代の大量の犯罪というものが、社会的な秩序、状態、生活様式の解体が表出している最も目立つ徴候にすぎないこと—ゆえに、とりわけ崩壊した農村社会構造や大都市の生活のほか、大型産業が手工業や労働者階級の家庭生活に与える作用に特有のものであること—を明確にするまでには至っていない。(Tönnies 1890:375)

また、ロンブローゾの著作等を取り上げた、今日の「研究動向」に該当する論文では、タルドとラカサーニュを援用し、ロンブローゾに対して批判的な議論がなされ、こう記されている。「犯罪者の模範を変わり者やけだものに求めることは、私には意味のあることとは思えない。この主題にとって、野生人のありようは、つまらない意味しかもたない」(Tönnies 1891:326)。

このような記述から、テンニースが「ゲマインシャフトとゲゼルシャフト」という視点から犯罪現象を位置づけようとしていたこと、そうであるがゆえに、犯罪人類学に対して批判的な評価をしていたことが読み取れる。

フランスにおいてラカサーニュやタルドが行っていた、犯罪人類学批判と表裏一体である犯罪の社会学的な研究視点の立ち上げを、ドイツにおいてはテンニースが先駆的になしていたことは注目されてよいであろう。

## 5. テンニース「社会現象としての犯罪」を読む

「社会現象としての犯罪」論文は、1895年に公開された、犯罪現象に関する理論的な論文である。奇しくも、犯罪社会学の源流のひとつともされるE.デュルケムの『社会学的方法の規準』公開と同年である。

まず第1に、飯田(1991:153)によってすでに紹介されていることではあるが、「犯罪」という現象を社会学的な研究対象とするために、「社会学的概念としての犯罪」を提案していることは強調されてよいであろう。

犯罪の社会学的概念を、可罰的行為という法的概念の一種として私は定義する。この概念を法的概念から切り離し、本質的に道徳的概念であると定義することは適切でない。それがなぜ適切でないかといえば、不道徳的行為という広範な概念と犯罪という概念との間に確固とした明確な境界線をひくことは不可能であろうと思われるからであるし、また前者の広範な概念にしても、それを公的権威が法的に規定する場はどこにも存在しないからである。



その際に、法的犯罪概念をふまえつつも、それを換骨奪胎し、別のものに作りかえようとした。具体的には、当時のドイツ刑法における「犯罪（重罪）Verbrechen」と「軽罪 Vergehen」という区別（禁錮1年以上か未満か）を援用し、同じ語を用いつつもこれらを別の概念におきかえて議論を始めようとする。

私という軽罪概念には、同刑法典が幾つかの「犯罪」と「軽犯罪」とを統合して定めている行為の一部が含まれている。私という犯罪概念とは自然法に反する可罰的行為のことを指し、私という軽罪概念とは、自然法の範囲外にある実定法に反する可罰的行為のことを指す。前者は、政治的に結合した集合体（「政治体」）から、時と場所を問わず、自分達に対する諸個人の敵対行為として受け取られる。一方、後者（軽罪）に対して行われることには様々なバリエーションがある。統治のあらゆる法的意志は、刑罰を規定することによって承認され得る。ゆえに、すべての違法行為を軽罪として位置づけることは可能である。犯罪とは、政治体の実存や個人の生命、個人の財産及び個人の尊厳の保証と絶対的に相反する行為のこののみをいう。

このような概念規定がその後の経験的研究に生かせるのかどうかという問題はあるが、法的概念から距離をとり、社会学という立場から独自の概念規定を行おうとしていたことは特筆される。

第2に、なにゆえにそうした独自の概念規定が必要であったのか、という点が重要であろう。「それによって我々は、近年の犯罪統計の内容に対して批判的な姿勢で臨めるようになるからである」とテンニースは言う。それというのも、「軽罪の中には、何ら犯罪傾向を有しない多数の軽罪が含まれている」ため、社会学的な犯罪研究においては「犯罪統計の内容に対して批判的な姿勢」で臨まなければならない、と考えたからである。「犯罪傾向を有しない多数の軽罪」として例示されているのは、兵役義務違反（対象者は通常欠席で有罪を言い渡されるが、そもそも本人が生存しているかどうか不明、もしくは国籍を喪失していることもある）、名誉毀損、単純傷害、姦通などである。

逆に、テンニースが考えるところの「犯罪」に該当するにも関わらず、犯罪統計に表れないものが多々あるという指摘、すなわち、暗数の指摘がなされている。

犯罪統計は、実際に起きた犯罪を（上記の軽罪を完全に除外するように）記録することはできない。実際に起きた犯罪のうち、公の知るところとならないものは、おびただしい数に上る。しかもその理由は、その多くが刑法の条文によれば訴追の対象とならないからなのである。それらの中には、商取引においてずっと行われてきた数々の不正操作が含まれている。先進諸国の立法機関が、特別な規則や処罰によってそのような不正操作の首謀者に責めを負わせるべく

常に新たな試みを拡大していることは、こうした状況を物語っている。食品偽装や製品偽造全般に対する法が依然としてあまりにも不十分であることを思い起こして頂きたい。また不正競争 (concurrency déloyale), 銀行家の横領, 富籤売りの策略等々に対する昨今の法律案のことを思い出して頂きたい。

商取引における不正操作, 不正競争, 銀行家の横領といった, 後のシカゴ学派のE.サザランド (1949) の書名で知られる「ホワイトカラー犯罪」ともいうべき犯罪が例示され, それは「刑法の条文によれば訴追の対象とならない」が, テンニースは「犯罪」とみなしていることがわかる。犯罪研究にあたって, テンニースがホワイトカラー犯罪にも目配りしていたことは記されてよいであろう。

これ以外にも, 「届出」がないことによる暗数があることが指摘されている。羞恥心による告発の躊躇, 金銭による解決, 被害が軽微であることによるもの, 検挙の見通しのなさ, といったものがその要因としてあげられている。今日でいえば暗数論, 「セレクトティブ・サンクション」といった論点に該当するものと考えられる。

これらの議論はケトレー (1835=1939) の影響下であり, 暗数率は「時期と場所が同一であれば, 実際に生じた可罰的行為に対して一定の尺度となるはずである」とするなどの限界はあるにせよ, 先駆的なものと考えられよう。

第3に, テンニースはその議論において, 犯罪者のライフコースに注目していることが指摘される。すなわち, 犯罪者/非犯罪者という区別のみで終わるのではなく, 犯罪者がどのように犯罪者でなくなるのかという論点を展開している。その例として, 「所有に対する犯罪」がとりあげられている。

窃盗のかどで有罪判決を受けた者のうちのどれほどが本当に「プロフェッション」の窃盗犯なのか, それに対し, どれほどが——たとえ再三繰り返していようと——機会的にだけ窃盗を犯したのかは, 統計からは読み取れない。後者には, 「プロフェッション」の物乞いや, せいぜい「副業」として窃盗を行い, たいていは簡単に売りさばけるちょっとした物や自分自身で使うための物を盗む者が多数含まれている。さらには, それに加え, 窃盗という芸術における初心者や見習いもある。そのうちの多くは, たとえ処罰を受けなくとも, 考えが成熟していくにつれ, 事の困難さ, 危険性や有害性にひるみ, 少なくとも, よりまっとうな経歴を手に入れようと試みる。だがその試みは, 貧困のために, あるいは周囲の者の影響——つまり一部は生来の仲間の影響, また一部は後に得た仲間の影響によって困難になり, しばしば挫折する。

この記述では, まず窃盗には「プロフェッション」によるものと「機会的」に行われた犯

行があること、さらに、窃盗犯には「プロフェッション」と「初心者や見習い」がいることが指摘されている。とりわけ、プロフェッション／初心者や見習い、という対比は、今日いうところの逸脱のキャリア的な見方と同型であろう。多くは「考えが成熟していくにつれ」窃盗から撤退し、「まっとうな経歴を手に入れようと試みる」が、貧困や「仲間の影響」により「挫折」する、としている。こうした議論は、今日の更生保護における施策をめぐる議論にも通じるところがあるであろう。

さらに、過酷な生活や加齢による体力の衰えにより、いわば「能力」の衰えにより、窃盗犯は窃盗を実行しなくなるが、それは「犯罪傾向」が減退したからではなく、法的に捕捉できない職種への移行や死亡率の高さによるものであるとしている。こうした分析は、ライフコース研究という観点を先取りしているといえよう。

第4に、論文タイトルが示しているように、犯罪という現象を社会的な現象として位置づけようとする姿勢が明白であることも犯罪社会学史において記されてよいであろう。「ある特定の状況の単純かつ直接的な顕現である犯罪」と「社会状況すべてを複雑かつ間接的に顕現したもの」としての犯罪、という2種類の区分がなされている。

前者は、「支配階級に対する農業プロレタリアートや産業プロレタリアートという表現で表される経済的状況や道徳的状況の著しい格差」などに起因するものと位置づけられ、後者は「社会的寄生」の一形態であり、人口に対して一定の比率を保つものとみなされている。

最後に、そもそも「犯罪社会学」という名称はフェリの1880年代の書名が初めてとされている（岩井1964:1, 勝水1922:9）が、テンニースのこの論文でも「犯罪社会学」Kriminal-Soziologieという名称が用いられている。

この論文の終わりでは「犯罪社会学の序論」として6つの命題が掲げられており、そこに「最初の研究対象とすべきは、売春者、放浪者、精神異常者、白痴、痴愚をも同様に記述するところの、ならず者と全ての重犯罪者の地理学及び系譜学である」とある。「地理学」が必要であるとする言明は、その後経験的な犯罪社会学が開花するシカゴ学派を彷彿させる記述ではないだろうか。

## 6. テンニースとシカゴ学派

初期シカゴ学派の社会学者による当時のドイツ社会学の吸収はよく知られているが、その代表的ドイツ社会学者としては通常、ジンメルがあげられる（Faris 1967=1990:156-157, 徳田2003）。

だが、テンニースもまたアメリカ社会学に多大な影響を与えていた。1904年にテンニースは、ウェーバー、ジンメルらと共に渡米し、セントルイスの「芸術と科学の国際会議」に出席し、「社会構造の今日の問題」と題する講演を行っており、その原稿は翌年のAmerican Journal of

Sociologyに掲載されている (Tönnies 1905)。

なお、この論文においても、こと犯罪に限った文脈ではないが、テンニースはタルドを高く評価していることが注目される。「スペンサー氏らによって提起された新しい有機体説をめぐって、パリ万国社会学院に集う社会学者たちの間で活発な議論が起こったことはよく知られているが、そこにおいてつい最近亡くなられたタルド氏は非常に重要な役割を演じた。タルド氏は粗雑な有機体のアナロジーに対して最前線で闘う人であった。1897年の第3回社会学会議における彼の議論のほとんどの、私は全面的に賛同する」(Tönnies 1905:582)。

渡米を契機として1905年にテンニースはAJS誌の編集顧問となっており (Carstens 2005:176, 吉田2003:10, 鈴木2001:71), シカゴ学派と直接の人的つながりがあったことは明らかである。シカゴ学派の社会学者として知られているL.ワースはテンニースの存命中にAJS誌にテンニース論を掲載している。そこにおいてワースは、有名なシカゴ学派の「人間生態学」がテンニースの問題関心と同型であると論じている。「テンニースが社会生物学の領域に組み込み主題としたものは、アメリカ社会学において人間生態学として知られ出しているものとパラレルである」(Wirth 1926:416)。

秋元 (1989) もまた、テンニースとシカゴ学派のつながりを指摘している。「(カステルによると) 都市社会は、たんに空間形態としてだけではなく、何よりも一定の文化——つまり歴史的的特性や組織、変動について固有の論理をもつ一定の価値、規範、社会関係の体系である都市文化によって定義され、これまで一定の生態学的な枠組み (都市) による諸社会関係の特定組織 (都市文化) の仮説を暗示してきたと考えられることになる。いうまでもなくこうした立場は、ジンメルからF.テンニース、O.シュベングレーにいたるドイツにおける社会学的思考とむすびつき、さらにパークをはじめとするシカゴ学派によって受けつがれ、発展してきたのであった」(秋元1989:235-236)。

最後に、アメリカ社会学を代表する学術雑誌におけるテンニースの追悼文をみてみよう。American Sociological Review誌の追悼文 (Thurnwald 1936:430-431) では、「人口、犯罪、自殺といったことに関し、彼はいくつかの研究において現実生活から引き出したデータを用いるのに躊躇することはなかった」と記されており、注において「犯罪者における非嫡出子と孤児：シュレスヴィヒ=ホルシュタインにおける犯罪者の研究」(1930) などの犯罪研究が言及されている。

American Journal of Sociology誌の追悼文 (無署名記事 1936:100-101) では、具体的な研究例は挙げられていないが、「偉大な理論的業績のみによってではなく、統計的な、そして経験的な研究 (彼はそれを sociography と呼んだ) の重視によって、彼は社会学の発展に寄与した」とあり、犯罪研究が言及されているわけではないが、経験的研究がなされていたことが記されている。

以上見てきたように、テンニースのアメリカ社会学への影響は明らかである。しかしながら、彼の犯罪研究はその後の犯罪社会学のテキストにおいて言及されることはなかった。Deflemは、こうした歴史的結末に関し、以下のように述べている。

「かくして、テンニースの著作は総じて、とりわけ犯罪研究は無視され続けてきたという歴史的事実が残り、犯罪社会学はテンニースなしに発展してきた。例えば、テンニースの犯罪研究の著作量はデュルケムの短い議論よりもずっと多いという事実も、今日の犯罪社会学の理論や調査においてデュルケムの仕事の方がずっと関連づけられるという状況を変えはしないだろう」(Deflem 1999:104-105)。

だがしかし、ドイツにおける社会学のはじまりの第一人者であるテンニースが犯罪現象に関心をよせていたこと、犯罪を社会現象としてとらえようとしていたこと、そもそも「社会学」という学問がその立ち上がりの段階から犯罪現象に関心をよせていたことは、社会学の歴史のうえで記されてよいであろう。

**【注記】** この解題は、日本犯罪社会学会第37回大会（於：国士舘大学）における自由報告、山本功「テンニースの犯罪社会学」（2010年10月3日）を下敷きにしている。当該報告時における貴重な御質問と御意見に御礼申し上げる。

**【謝辞】** 独文解釈の難渋な箇所への訳出にあたっては、山本恭子氏にお世話になった。氏のご助力に心より感謝申し上げたい。

**【文献】**

- ・秋本律郎, 1989, 『都市社会学の源流 シカゴ・ソシオロジーの復権』有斐閣.
- ・Carstens, Uwe., 2005, *Ferdinand Tönnies: Friese und Weltbürger*, Books on Demand GmbH, Norderstedt.
- ・Darmon, Pierre., 1989, *Médecine et assassins à la belle époque*, Editions du Seuil  
(=1992 鈴木秀治訳, 『医者と殺人者——ロンブローゾと生来性犯罪者伝説』新評論.)
- ・Deflem, Mathieu., 1999, "Ferdinand Tönnies on crime and society: an unexplored contribution to criminological sociology", *History of the Human Sciences* 12-3:87-116.
- ・Fairs, Robert. E. L., [1967]1970, *Chicago Sociology: 1920-32*, Univ. of Chicago Press. (=1990, 奥田道広・広田康生訳『シカゴ・ソシオロジー 1920-1932』ハーベスト社).
- ・飯田哲也, 1991, 『テンニース研究』ミネルヴァ書房.
- ・岩井弘融, 1964, 『犯罪社会学』弘文堂.
- ・勝水淳行, 1922, 『犯罪社会学』巖松堂書店.
- ・村上文司, 2005, 『近代ドイツ社会調査史研究 — 経験的 sociology の生成と脈動 —』ミネルヴァ書房.
- ・Oberschall, Anthony., 1965, *Empirical Social Research in Germany, 1848-1914*. The Haugue.
- ・Quetele, A., 1835, *Sur l'homme et le développement de ses facultés ou essai de physique sociale.*, Paris (=1939 (上), 1940 (下), 平貞蔵・川村喬訳『人間に就いて』(上・下)岩波書店,)
- ・Schad, Susanne Petra., 1972, *Empirical Social Research in Weimar-Germany*. Mouton (=1987, 川合隆男・大淵英雄 [監訳], 『ドイツ・ワイマール期の社会調査』慶應通信.)
- ・鈴木幸壽, 2001, 「テンニースとアメリカ社会学」, 『和洋女子大学紀要』文系編41:69-88.

- ・ 田野崎昭夫, 1972 (改訂版1996), 「テンニエスの理論」, 新明正道・鈴木幸壽 [編] 『現代社会学のエッセンス』 ぺりかん社: 33-46.
- ・ Thurnwald, Richard C., 1936, " Ferdinand Tönnies -- in Memoriam", *American Sociological Review* 1 (3):430-431.
- ・ 徳田剛, 2003, 「ジンメルとシカゴ学派 ―パークのジンメル受容」, 中野正大・宝月誠編 『シカゴ学派の社会学』 世界思想社: 68-78.
- ・ Tönnies, F. 1887, *Gemeinschaft und Gesellschaft*, Leipzig. (=1957, 杉之原寿一訳 『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』 (上・下) 岩波書店)
- ・ -----, 1890 review [of R. Garofalo, 1888, *La Criminologie*], *Philosophische Monatshefte* 26:372-375.
- ・ -----, 1891, "Kriminal-Anthropologie", *Zeitschrift für Psychologie und Physiologie der Sinnesorgane* 2:321-334.
- ・ -----, 1905, "The Present Problem of Social Structure", *American Journal of Sociology* 10 (5):569-588.
- ・ 吉田浩, 2003, 『フェルディナント・テンニエス』 東信堂.
- ・ Wetzell, Richard F., 2000, *Inventing the Criminal: A History of German Criminology 1880-1945*. The University of North Carolina Press.
- ・ Wirth, L., 1926, "The Sociology of Ferdinand Tönnies" *American Journal of Sociology* 32:412-422.
- ・ 無署名記事, 1936, "Obituary:Ferdinand Tönnies 1855-1936", *American Journal of Sociology* 42 (1):100-101.